

危険品持ち込み規制強化のお知らせ

2025年4月25日(金)から

危険品の持ち込み規制を強化いたします。

【見直し内容】

■旅客営業規則における可燃性液体、高圧ガス、火薬類、毒物、農薬等の「危険品」の項目および分類方法を見直します。

■**危険品等を持ち込み禁止とする箇所**について、車内から**「駅構内及び車内」に変更**します。

■例外的に手回り品として駅構内および車内に持ち込むことができる危険品を、**小売店で通常購入できる日常的用途の製品に限定**します。

【具体例】

- 硫酸・塩酸について、密閉した容器に収納している場合であっても、バッテリー液やトイレ用強力洗剤等の日用品を除き、一切持ち込み禁止となります。
- 可燃性液体そのものについては、引き続き、一切持ち込み禁止とします。

※詳しくは国土交通省ホームページ(右側ポスターの二次元コード参照)または当社ホームページをご覧ください。

読み取りの際は周りのお客さまにご配慮ください

広島高速交通株式会社

みなさまの安全・安心のために

駅構内・列車内への危険品持込禁止のご案内

(2025年4月25日より)

危険物の持ち込みは法令等により禁止されています
持ち込もうとする場合は列車への乗車をお断りします

× 危険物の代表例

ガソリン、灯油、軽油
【可燃性液体】



クロロホルム、硝酸、塩酸
【毒物・劇物・酸類】



プロパンガス、液体窒素
【高圧ガス】



銅剤、水銀剤
【農薬】



弾薬、ダイナマイト
【火薬類】



ナイフ、包丁、ハサミ、のこぎりなど
【適切に梱包されていない刃物】



※刃物とする刃物及び梱包方法は、「刃物等鉄道車内持ち込み等の梱包方法」についてのガイドライン(平成30年12月国土交通省告示)によります。

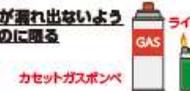
他のお客さまに危害を及ぼすおそれのあるもの、車内を破損するおそれのあるものなどは、持ち込みできません。

○ 例外的に持ち込み可能となる場合

小売店で通常購入できる日常的用途の製品

例 可燃性液体や高圧ガスを含む製品

⚠ 2kg又は2L以内で、中身が漏れ出さないよう十分に保護されているものに限る



小売店で購入できても新たに持込不可とするもの

可燃性液体、酸類、さらし粉などの危険性が高い製品は持ち込みができません



カセットガスボンベ

危険物に関する詳細はこちら



乗客専用のご案内マナーにご協力ください

駅や列車で不審物を見つけた際は近づかず
駅係員、乗務員にお知らせください

国土交通省・警察庁・JR北海道・JR東日本・JR東海・JR西日本・JR四国・JR九州
(一社) 日本民営鉄道協会・(一社) 日本モノレール協会・(一社) 日本地下鉄協会
(一社) 公営交通事業協会・第三セクター鉄道等協議会

危険品の持ち込みに関する規制を強化すること等に伴い、旅客営業規則を下記の通り改正し、規定を変更いたします（2025(R07)年4月25日改正、改正箇所のみ抜粋）。

当規則等の運送約款については、[こちら](#)をご参照ください。

新旧比較表【旅客営業規則】

現行	改正後
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(契約成立時期及び適用規定)</p> <p>第 5 条 旅客運送の契約は、旅客が所定の旅客運賃を支払い、又は IC 乗車券により普通乗車券の交付を受けたとき及び IC 乗車券で自動改札機又は窓口処理機による改札を受けた時に成立します。ただし、その成立について、別段の意思表示があった場合を除きます。</p> <p>2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの規定によります。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 旅客運賃</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通 則</p> <p>(旅客運賃割引の重複適用の禁止)</p> <p>第 3 3 条 旅客は、旅客運賃について 2 以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引を請求することはできません。ただし、特定割引と乗継割引を併用する場合を除きます。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 乗車券の効力</p> <p>(券面表示事項等が不明となった乗車券)</p> <p>第 3 8 条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったとき又はその磁気情報等の効力が失われたときは使用することができません。</p> <p>2 前項の規定により使用できない乗車券（普通乗車券を除く。）を所持する旅客は、これを発売駅に提出して書換えを請求しなければなりません。</p> <p>3 前項の規定により旅客から書換えの請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、旅客の申出その他の方法により不明事項が判別できるときは、当該乗車券と引き換えに再発行の取扱いをします。</p> <p>4 第 1 項の規定により使用できない普通乗車券を所持する旅客は、係員に申し出て払戻しを請求のうえ、買い換えなければなりません。</p> <p>5 第 3 項及び前項に規定する取扱いを行った場合、旅客の過失によるときは、次の各号に規定する手数料を収受します。</p> <p>(1) 普通乗車券 1 0 0 円</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(契約成立時期及び適用規定)</p> <p>第 5 条 旅客運送の契約は、旅客が所定の旅客運賃を支払い、又は IC 乗車券により普通乗車券の交付を受けたとき及び IC 乗車券で自動改札機又は窓口端末による改札を受けた時に成立します。ただし、その成立について、別段の意思表示があった場合を除きます。</p> <p>2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの規定によります。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 旅客運賃</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通 則</p> <p><u>(旅客運賃割引の重複適用の禁止)</u></p> <p><u>第 3 3 条 旅客は、旅客運賃について 2 以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引を請求することはできません。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 乗車券の効力</p> <p>(券面表示事項等が不明となった乗車券)</p> <p>第 3 8 条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったとき又はその磁気情報等の効力が失われたときは使用することができません。</p> <p>2 前項の規定により使用できない乗車券（普通乗車券を除く。）を所持する旅客は、これを発売駅に提出して書換えを請求しなければなりません。</p> <p>3 前項の規定により旅客から書換えの請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、旅客の申出その他の方法により不明事項が判別できるときは、当該乗車券と引き換えに再発行の取扱いをします。</p> <p>4 第 1 項の規定により使用できない普通乗車券を所持する旅客は、係員に申し出て払戻しを請求のうえ、買い換えなければなりません。</p> <p>5 第 3 項及び前項に規定する取扱いを行った場合、旅客の過失によるときは、次の各号に規定する手数料を収受します。</p> <p>(1) 普通乗車券 1 0 0 円</p>

現行	改正後
<p>(2) 定期乗車券 会社の IC 乗車券取扱規則又は IC カード乗車券取扱規則に定める手数料</p> <p>(3) 団体乗車券、貸切乗車券 200円</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 旅客の特殊取扱い 第 1 節 乗車変更 (定期乗車券の種類又は区間の変更)</p> <p>第 5 2 条 旅客は、所持する定期乗車券（以下本条において「原乗車券」という。）の使用資格に変更があった場合又は乗車区間を変更する必要がある場合は、会社の IC 乗車券取扱規則又は IC カード乗車券取扱規則に定める手数料を支払い、原乗車券と引き換えに新たな種類又は区間の定期乗車券の発売を請求することができます。</p> <p>2 前項に規定する請求に当たっての手続きは、第 21 条又は第 22 条の規定を準用します。</p> <p>3 原乗車券については、未使用日数に日割額を乗じ、端数計算した額を払い戻します。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 旅客運賃の払戻し 第 1 節 通 則 (旅客運賃の払戻し手数料の收受)</p> <p>第 6 6 条 旅客運賃の払戻しをする場合は、第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する各制限又は停止により、払戻しの取扱いをする場合並びに電車の運行不能又は遅延のため第 59 条又は第 60 条の規定に基づき払戻しの取扱いをする場合を除いて、次の各号による手数料を收受します。</p> <p>(1) 普通乗車券 1 枚につき 100円</p> <p>(2) 定期乗車券 会社の IC 乗車券取扱規則又は IC カード乗車券取扱規則に定める手数料</p> <p>(3) その他の乗車券 1 枚につき 200円</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 旅客運賃の割引 第 1 節 通 則 (割引の種類)</p> <p>第 7 3 条 割引の種類は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 特定割引 (2) 企画割引 (3) 乗継割引</p> <p>2 前項第 3 号の乗継割引については、当社連絡運輸規則の定めるところによります。</p>	<p>(2) 定期乗車券 <u>520円</u></p> <p>(3) 団体乗車券、貸切乗車券 200円</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 旅客の特殊取扱い 第 1 節 乗車変更 (定期乗車券の種類又は区間の変更)</p> <p>第 5 2 条 旅客は、所持する定期乗車券（以下本条において「原乗車券」という。）の使用資格に変更があった場合又は乗車区間を変更する必要がある場合は、<u>手数料220円</u>を支払い、原乗車券と引き換えに新たな種類又は区間の定期乗車券の発売を請求することができます。</p> <p>2 前項に規定する請求に当たっての手続きは、第 21 条又は第 22 条の規定を準用します。</p> <p>3 原乗車券については、未使用日数に日割額を乗じ、端数計算した額を払い戻します。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 旅客運賃の払戻し 第 1 節 通 則 (旅客運賃の払戻し手数料の收受)</p> <p>第 6 6 条 旅客運賃の払戻しをする場合は、第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する各制限又は停止により、払戻しの取扱いをする場合並びに電車の運行不能又は遅延のため第 59 条又は第 60 条の規定に基づき払戻しの取扱いをする場合を除いて、次の各号による手数料を收受します。</p> <p>(1) 普通乗車券 1 枚につき 100円</p> <p>(2) 定期乗車券 <u>1枚につき 220円</u></p> <p>(3) その他の乗車券 1 枚につき 200円</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 旅客運賃の割引 第 1 節 通 則 (割引の種類)</p> <p>第 7 3 条 割引の種類は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 特定割引 (2) 企画割引 <u>(3) 削除</u></p> <p><u>2 削除</u></p>

現行	改正後
<p style="text-align: center;">第 1 2 章 手回り品</p> <p>(手回り品の範囲及び保管責任)</p> <p>第 1 0 5 条 旅客は、自ら携行する物品で、座席又は通路をふさぐおそれのないものを、手回り品として車内に持ち込むことができます。ただし、その保管の責任は当該旅客において負わなければならない。</p> <p>(危険品等の持込み禁止)</p> <p>第 1 0 6 条 旅客は、次のいずれかの物品等は、車内に持ち込むことができません。</p> <p>(1) 「別表 14」に掲げる危険品及び火災発生のおそれのあるもの</p> <p>(2) 他の旅客に対し危害を及ぼすおそれのあるもの及び臭気、不潔等により迷惑を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>(3) 死体</p> <p>(4) 動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年 5 月法律第 49 号）に定める身体障害者補助犬及び愛がん用小動物等で容器に入れられたものを除く。）</p> <p>(5) 車両を破損するおそれのあるもの</p> <p>(6) 刃物（他の旅客に対し危害を及ぼすおそれのないよう梱包されたものを除く。）</p> <p>2 別表 14 に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置してあるものに限りま</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、2 0 2 4 年 9 月 8 日から改正施行します。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 2 章 手回り品</p> <p>(手回り品の範囲及び保管責任)</p> <p>第 1 0 5 条 旅客は、自ら携行する物品で、座席又は通路をふさぐおそれのないものを、手回り品として車内に持ち込むことができます。ただし、その保管の責任は当該旅客において負わなければならない。</p> <p>(危険品等の持込み禁止)</p> <p>第 1 0 6 条 <u>前条の規定にかかわらず</u>、次のいずれかの物品等は、<u>駅構内及び</u>車内に持ち込むことができません。</p> <p>(1) 「別表 14」に掲げる危険品及び火災発生のおそれのあるもの</p> <p>(2) 他の旅客に対し危害を及ぼすおそれのあるもの及び臭気、不潔等により迷惑を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>(3) 死体</p> <p>(4) 動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年 5 月法律第 49 号）に定める身体障害者補助犬及び愛がん用小動物等で容器に入れられたものを除く。）</p> <p>(5) 車両を破損するおそれのあるもの</p> <p>(6) 刃物（他の旅客に対し危害を及ぼすおそれのないよう梱包されたものを除く。）</p> <p>2 別表 14 に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう<u>適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として駅構内及び車内に持ち込むことができます。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規則は、<u>2 0 2 5 年 4 月 2 5 日</u>から改正施行します。</p>

新旧比較表【旅客営業規則】※別表14（危険品の種類）のみ記載する

現行			改正（案）												
別表14（第106条）危険品の種類			別表14（第106条）危険品の種類												
品目番号	危険品の品目	適用除外の物品	品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目		適用除外の物品						
							物品	重量、数量等	物品	重量、数量等					
1	火薬類 ① 火薬 イ 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 ロ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬 ハ 過塩素酸塩を主とする火薬 ② 爆薬 イ 雷こう、その他の起爆薬 ロ 硝安爆薬 ハ 塩素酸カリ爆薬 ニ カーリット ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ 硝酸エステル ト ダイナマイト類 チ ニトロ化合物とこれらを主とする爆薬 ③ 火工品 雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷管又は火管付薬きょう、火薬又は爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケット、その他の火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 ① 銃用火薬で、容器・荷造りとの重量が1キログラム以内のもの。 ② 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した、銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで400個以内のもの。 ③ 銃用火薬又は銃用空包で、弾帯又は薬こうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの。ただし、競技用の公称口径22のヘリ打ちのライフル銃用火薬又は拳銃用火薬に限り800個以内	1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造りとの重量が1キログラム以内のもの	無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬	—				
							過塩素酸塩を主とする火薬								
							雷こう、その他の起爆薬								
							爆薬	硝安爆薬	—						
								塩素酸カリ爆薬	—						
								カーリット	—						
								その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—						
								硝酸エステル	—						
								ダイナマイト類	—						
								ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—						
2	高圧ガス ① 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、酸化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス（二酸化炭素）、亜酸化窒素ガス（笑気ガス）、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス及びその製品 ② 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液体プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フロン12、フロン11、フロン22、液化シアン化水素（液体青酸）、塩化エチレン、塩化メチル（メチルクロライド）、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマー、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。 ① 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの。 ② 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの。 ③ 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2リットル以内のもの又は容器・荷造りとの重量が2キログラム以内のもの。	1	爆発性の物	火薬類	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの							
							実包	銃用実包	弾帯又は薬こうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用火薬又は拳銃用火薬にあっては800個以内）のもの						
								空包	銃用空包	弾帯又は薬こうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの					
									信管	—					
									火管	—					
								火工品	導爆線	—					
									雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの				
									火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—					
									星火を発する榴弾	—					
								3	マッチ ① マッチ 安全マッチ、酸化リンマッチ、黄リンマッチ ② 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん（発煙筒を含む。）、発煙剤、煙火、がん具煙火、競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）、がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬（始動栓、発火薬又は着火器ともいう。）、冷始動発熱筒、始発筒その他の軽火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 ① 安全マッチで、容器・荷造りとの重量が3キログラム以内のもの。 ② 導火線又は電気導火線で、容器・荷造りとの重量が3キログラム以内のもの。 ③ がん具煙火、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品で、容器・荷造りとの重量が1キログラム以内のもの。 ④ 信号えん管及び信号火せんで実重量が500グラム以内のもの。 ⑤ 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で、容器・荷造りとの重量が3キログラム以内のもの。	1	爆発性の物	火薬類	火工品	雷管又は火管付薬きょう
火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—														
星火を発する榴弾	—														
救命索発射器用ロケット	—														
煙火	—														
がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒等）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造りとの重量が1キログラム以内のもの													
導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造りとの重量が3キログラム以内のもの													
その他の火工品	—														
4	可燃性液体 ① 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール原油、ベンゼン（ベンゾール）、トルエン（トルオール）、キシレン（キシロール又はザイロール）、メタノール（メチルアルコール又は木精）、アルコール（変性アルコールを含む。）、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマー、エーテル、コジジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアルミニウム、トリメチルアルミニウムの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、硝酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル（エチルブロマイド）、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール（ブチルアルコール）、フェーゼル油、松樹油、テレピン油（松樹油）、灯油（石油）、軽油（ガス油）、重油（ディーゼル油）、ディーゼル重油、その他の可燃性液体及びその製品（ベンキ等） ② ニトロベンゼン（ニトロベンゾール） ③ ニトロトルエン（ニトロトルオール）	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品（揮発油等の可燃性液体そのものは除く。）で、2リットル以内のもの又は容器・荷造りとの重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。	1	爆発性の物	火薬類	その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類								—

現行			改正 (案)					
6	可燃性固体	金属カリウム、金属ナトリウム（金属ソーダ）、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム（粉状、箔状又はひも状のものに限る。）、アルミニウム粉、黄リン、酸化リン、ニトロセルロース、硝石（硝酸カリウム）、硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は稍安）、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造り重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。	1	爆発性の物	ニトログリセリン ニトロセルロース 過酸化ベンゾイル ジニトロベンゼン ジニトロナフタリン ジニトロトルエン ニトログリコール トリニトロベンゼン トリニトロトルエン ピクリン酸 過酢酸 メチルエチルケトン過酸化物 アジ化ナトリウム	適用除外の物品 物品 重量、数量等	容積・荷造り重量が2キログラム以内のもの ニキビ治療薬* 容積・荷造り重量が3キログラム以内のもの
7	吸着剤	ハイドロサルファイト、生石灰（酸化カルシウム）、炭焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド（炭化カルシウム）	乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。	2	発火性の物	安全マッチ 酸化リンマッチ 黄リンマッチ	適用除外の物品 物品 重量、数量等	安全マッチ 重量が3キログラム以内のもの
8	酸類	① 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スルフルを含む。）、過化水素酸 ② 薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 ① 酸類で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造りした0.5リットル以内のもの。 ② 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造りしたもの。	3	マンチ	セルロイド類 金属カリウム 金属リチウム 金属ナトリウム（金属ソーダ） カリウムアマルガム ナトリウムアマルガム マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。） アルミニウム粉 マダネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉 黄リン 酸化リン 赤りん リン化石灰 リン化カルシウム ハイドロサルファイト（亜ニチオン酸ナトリウム） カーバイド（炭化カルシウム）	適用除外の物品 物品 重量、数量等	ベン、眼鏡* 実重量が300グラム以内のもの
9	酸化剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）、過酸化バリウム、硝石粉、臭素（ブロム）、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化タン、三酸化クロム（無水クロム酸）、過酸化ベンゾイル、シリコンAC87、その他の酸化剤しよく剤及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 ① 酸化剤しよく剤で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造りした0.5リットル以内のもの。 ② 硝石粉及び酸化剤しよく剤製品で、容器・荷造り重量が3キログラム以内のもの。	4	その他発火性の物	その他の発火性の物及び製品	適用除外の物品 物品 重量、数量等	油紙（刃物用包装紙等）* 容積・荷造り重量が5キログラム以内のもの
10	揮散性毒物	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）、フェロシリン、塩化硫黄、クロロピクリン、四ニチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 ① クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造りした0.5リットル以内のもの。 ② 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造り重量が3キログラム以内のもの。	5	引火性の物	メタノール（メチルアルコール又は木精） アセトン コロジオン ブタノール（ブチルアルコール） 松樹油 テレピン油（松樹油） エタノール	適用除外の物品 物品 重量、数量等	消毒用アルコール* ネイルリムーバー* 水研削膏、荷買酸化剤* 希釈用アルコール* 絵具用溶剤* 絵具用溶剤* 消毒用エタノール、除菌スプレー*
11	放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素（ラジオ・アイソトープ）						
12	セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半成品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、実重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。					
13	農薬	殺菌剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、殺菌剤、除虫菊剤、ニコチン剤、ダリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールデン剤、燐剤、浮遊性除虫剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、農着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 ① 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けないもの。 ② 拡張用高圧容器に封入した農薬で2本以内のもの。					

備考 この表において、「実重量が〇グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器・荷造り等の重量は含まない。

現行

改正 (案)

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	—	醇類	食用醇類、揮発用醇類、農薬用醇類*	2リットル以内又は容器・荷造り物の重量が2キログラム以内のもの
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保潔剤、化粧品（ローション、クリーム等）*	—
			—	揮発油	—	—
			—	ソルベントナフタ	—	—
			—	コールタール軽油	—	—
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	—
			—	トルエン（トルオール）	—	—
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	—
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	—	—
			—	二酸化炭素	—	—
			—	醇酸ビニルモノマ	—	—
			—	エーテル	—	—
			—	クロシラン	—	—
			—	アセトアルデヒド	—	—
			—	パラアルデヒド	—	—
			—	ジエチルアルミニウム	—	—
			—	モノメチルアミン	—	—
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	—
			—	ジメチルアミン	—	—
			—	ピリジン	—	—
			—	醇酸アルミ	—	—
			—	醇酸エチル	—	—
			—	醇酸メチル	—	—
			—	脂肪酸エチル	—	—
			—	プロピルアルコール	—	—
			—	ビニルメチルエーテル	—	—
			—	臭化エチル（エチルプロマイド）	—	—
			—	醇酸ブチル	—	—
			—	フーゼル油	—	—
			—	灯油（石油）	—	—
			—	軽油（ガス油）	—	—
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	—
		—	ガソリン	—	—	
—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	—			
—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	—			
—	エチルエーテル	—	—			
—	酸化プロピレン	—	—			
—	ノルマルヘキサン	—	—			
—	エチレンオキシド	—	—			
—	醇酸ノルマルペンチル	—	—			
—	イソペンチルアルコール	—	—			
—	メチルエチルケトン	—	—			
	その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造り物の重量が2キログラム以内のもの	

現行

改正 (案)

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの
				炭酸ガス(二酸化炭素)	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				天然ガス	炭酸ガスカートリッジ*	2リットル以内又は容器・荷造りとも重量が2キログラム以内のもの
				水素ガス	プロパンガス*	
				窒素ガス	水素ガス吸入器*	
				オゾン	窒素ガスボンベ*	
				ヘリウム	オゾン発生器*	
				ネオンガス	ヘリウムガス*	
				アセチレンガス	ネオン管*	—
				酸化水素ガス	—	—
				一酸化炭素ガス	—	—
				石灰ガス	—	—
				水性ガス	—	—
				空気ガス	—	—
				アンモニアガス	—	—
			塩素ガス	—	—	
			亜酸化窒素ガス(笑気ガス)	—	—	
			ホスゲンガス	—	—	
			アルゴン	—	—	
			エタン	—	—	
			エチレン	—	—	
			メタン	—	—	
			その他の圧縮ガス及びその製品	—	—	
			液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造りとも重量が2キログラム以内のもの
				フロン12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				フロン22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ*	
				液体空気	—	
				液体窒素	—	
液体酸素	—					
液体アンモニア	—					
液体塩素	—					
液体亜硫酸	—					
液体シアン化水素(液体青酸)	—					
塩化エチル	—					
塩化メチル(メチルクロライド)	—					
液体酸化エチレン	—					
塩化ビニルモノマ	—					

現行

改正 (案)

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
4	可燃性 のガス	高圧 ガス	液化 ガス	液体メタン		—	
				その他の液化ガス及びその製品		—	
5	酸化性 の物	塩素酸 塩類	—	塩素酸ナトリウム (塩素酸ソーダ)		—	
			—	塩素酸カリウム		—	
			—	塩素酸バリウム (塩酸バリウム)		—	
			—	塩素酸カルシウム		—	
			—	塩素酸ストロンチウム		—	
			—	塩素酸アンモニウム		—	
			—	その他の塩素酸塩類		—	
			過塩素 酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム (過塩素酸アンモ ン)		—
				—	過塩素酸カリウム		—
				—	過塩素酸ナトリウム		—
		過酸化 物	—	その他の過塩素酸塩類		—	
			—	過酸化ナトリウム (過酸化ソーダ)		—	
			—	過酸化カルシウム		—	
			—	過酸化マグネシウム		—	
			—	過酸化バリウム		—	
			—	過酸化亜鉛		—	
			—	過酸化カリウム		—	
		硝酸 塩類	—	その他の無機過酸化物		—	
			—	硝石 (硝酸カリウム)	肥料*	容器・荷造りとの重 量が2キログラム以 内のもの	
			—	硝酸アンモニウム (硝酸アンモン又は硝 安)		—	
			—	硝酸ナトリウム		—	
		亜塩素 酸塩類	—	その他の硝酸塩類		—	
			—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納 し、且つ、破損する おそれのないよう荷 造りした0.5リットル 以内のもの	
		次亜塩 素酸 塩類	—	その他の亜塩素酸塩類		—	
			—	亜塩素酸ナトリウム		—	
		その他 酸化性 の物	—	硝酸		—	
			—	硝酸カリウム		—	
			—	硝酸ナトリウム		—	
			—	三酸化クローム (無水クロム酸)		—	
			—	その他の酸化性の物及び製品		—	
6	放射性 の物	放射性 物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核 燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—		
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納 し、且つ、破損する おそれのないよう荷 造りした0.5リットル 以内のもの	
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤 *	—	
			—	硝酸		—	
			—	塩化スルホン酸 (塩化スルフルルを含 む。)		—	
			—	沸化水素酸		—	
—	硫酸ジメチル (ジメチル硫酸)		—				

現行

改正 (案)

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	フェロシリコン	—	—
			—	塩化硫黄	—	—
			—	クロロピクリン	—	—
			—	四エチル鉛	—	—
			—	クロロホルム	—	—
			—	臭素 (ブロム)	—	—
			—	ホルマリン	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号) で指定されている毒物及び劇物	—	—
		—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品 (薬液を入れた鉛蓄電池など)	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、口つ、端子が外部に露出しないように密造したもの	
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法 (昭和23年法律第82号) の適用を受ける農薬	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの 容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺菌剤		
			—	除草剤		
			—	農着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
		—	ニコチン剤			
		—	ゲリス剤			
		—	BHC剤			
		—	DDT剤			
		—	鉱油剤			
		—	その他、農薬取締法 (昭和23年法律第82号) の適用を受けるもの			
		その他 危険物	—	生石灰 (酸化カルシウム)	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン (クロルアセトフェノン)	噴霧スプレー*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	—
—	塩化リン		—	—		
—	臭化ベンジル		—	—		
—	四塩化チタン	—	—			

(注1) 「適用除外の物品」欄中

「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号) の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。